

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 1 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

株式会社 堂浦土木
〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古345
代表取締役 堂浦克友
TEL 0744(32)6559
FAX 0744 32 3624
douura1@dream.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 6 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|----------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 川西町 水道事業管理者 | ✓ | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | ✓ |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | ✓ | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 水道事業管理者 | ✓ | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 29年 10月 1日

申請者 氏名又は名称

株式会社 堂浦土木

住 所

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古345

代表者 氏名

代表取締役 堂浦克友



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | |
|-------------------------------------|-------------------|
| 氏 フ リ ガ ナ 名 | 氏 フ リ ガ ナ 名 |
| 代表取締役 堂浦克友 ドウウツモト タウモト ケイウ | |
| 取締役 堂浦隆敏 ドウウツモト タウモト ルンミン | |
| 取締役 堂浦佑賀 ドウウツモト タウモト ヨウカ | |
| 監査役 石橋好章 イシブashi ヒサマサ | |
| 事業の範囲 | 管工事業 |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のとおり |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

| | |
|--------------------------------|---|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 堂浦土木 |
| 上記事業所の所在地 | 郵便番号 住所 〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古345 電話番号 TEL 0744(32)6559 FAX番号 FAX 0744(32)3624 メールアドレス dooora1@dream.ocn.ne.jp |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| 堂浦 佑獎 | 第 281117 号 |

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | |
| 上記事業所の所在地 | |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| | |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機械器具調書

平成29年10月1日現在

| 種別 | 名称 | 型式、性能 | 数量 | 備考 |
|--------|--|---|----------------------------|----|
| 加工用 | 塩ビ管用リース パワートーナ新富ホールマーク RX-811 パイプ切断機エコー PE-50C | | | |
| 接合用 | パイプレンチ モンキーレンチ スナップオフシップライヤ 不二カンレンチ " " 塩ビ管接合機 MCC-PWDAL30 MCC-MWHD-25 MCC-WPS250 MCC RWH24 MCC RWH30 | MCC-PWDAL30 MCC-MWHD-25 MCC-WPS250 MCC RWH24 MCC RWH30 | 2本 2本 2本 2本 2本 | |
| 切断用 | エンビカッター " " フレキチューブカッター チップソー 切断機 エンビソー ディスク ターラインダ | MCC VC-27ED MCC VC-34ED MCC FTC-20 マキタ LC1200 カクダイ 替刃式 スキサ $\phi 100$ 9533 | 1台 1台 1台 1台 1台 | |
| テストポンプ | キヨーワ テストポンプ | TSD8 | 1台 | |

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29 年 10 月 1 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 堂浦土木

〒630-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古345

TEL 0744(32)6559

住 所

代表取締役 堂浦克友

印

代表者 氏名

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県磯城郡田原本町大字宮古 345 番地
株式会社堂浦土木

| | | | |
|----------------------|---|---------|--|
| 会社法人等番号 | 1500-01-011239 | | |
| 商 号 | 株式会社堂浦土木 | | |
| 本 店 | 奈良県磯城郡田原本町大字宮古 345 番地 | | |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする | | |
| 会社成立の年月日 | 平成 5 年 10 月 1 日 | | |
| 目的 | 1、土木建築請負及び設計、施工 2、管工事業 3、上記に付帯する一切の事業 | | |
| 発行可能株式総数 | 1600 株 | | |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 600 株 | | |
| 株券を発行する旨 の定め | 当会社の株式については、株券を発行する | | 平成 17 年法律第 87 号第 1 36 条の規定により平成 18 年 5 月 2 日登記 |
| 資本金の額 | 金 3000 万円 | | |
| 株式の譲渡制限に 関する規定 | 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 | | |
| 役員に関する事項 | 取締役 | 堂 浦 克 友 | 平成 24 年 9 月 15 日重任 |
| | 取締役 | 堂 浦 克 友 | 平成 24 年 9 月 18 日登記 |
| | 取締役 | 堂 浦 克 友 | 平成 26 年 9 月 26 日重任 |
| | 取締役 | 堂 浦 克 友 | 平成 26 年 9 月 29 日登記 |
| | 取締役 | 堂 浦 克 友 | 平成 28 年 9 月 16 日重任 |
| | | | 平成 28 年 9 月 16 日登記 |

奈良県磯城郡田原本町大字宮古345番地
株式会社堂浦土木

| | | |
|--------------------|---|---|
| | 取締役 <u>堂 浦 隆 敬</u> | 平成24年 9月15日重任 |
| | | 平成24年 9月18日登記 |
| | 取締役 <u>堂 浦 隆 敬</u> | 平成26年 9月26日重任 |
| | | 平成26年 9月29日登記 |
| | 取締役 <u>堂 浦 隆 敬</u> | 平成28年 9月16日重任 |
| | | 平成28年 9月16日登記 |
| | 取締役 <u>堂 浦 佑 獨</u> | 平成24年 9月15日重任 |
| | | 平成24年 9月18日登記 |
| | 取締役 <u>堂 浦 佑 獨</u> | 平成26年 9月26日重任 |
| | | 平成26年 9月29日登記 |
| | 取締役 <u>堂 浦 佑 獨</u> | 平成28年 9月16日重任 |
| | | 平成28年 9月16日登記 |
| | 奈良県磯城郡田原本町大字宮古345番地 代表取締役 <u>堂 浦 克 友</u> | 平成24年 9月15日重任 |
| | | 平成24年 9月18日登記 |
| | 奈良県磯城郡田原本町大字宮古345番地 代表取締役 <u>堂 浦 克 友</u> | 平成26年 9月26日重任 |
| | | 平成26年 9月29日登記 |
| | 奈良県磯城郡田原本町大字宮古345番地 代表取締役 <u>堂 浦 克 友</u> | 平成28年 9月16日重任 |
| | | 平成28年 9月16日登記 |
| | 監査役 <u>石 橋 好 章</u> | 平成22年 9月11日重任 |
| | | 平成22年 9月17日登記 |
| | 監査役 <u>石 橋 好 章</u> | 平成26年 9月26日重任 |
| | | 平成26年 9月29日登記 |
| 取締役会設置会社 に関する事項 | 取締役会設置会社 | 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記 |

奈良県磯城郡田原本町大字宮古345番地
株式会社堂浦土木

| | | |
|---------------|-------------------------|-----------------------------------|
| 監査役設置会社に関する事項 | 監査役設置会社 | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記 |
| 登記記録に関する事項 | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により | 平成16年5月24日移記 |

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成29年9月13日
奈良地方法務局権原出張所
登記官

福井幹之



写

株式会社 堂浦土木 定款

原本と相違ありません。

株式会社 堂浦土木

代表取締役 堂浦克友

〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古345

TEL 0744(32)6559

平成29年10月1日



| | | | |
|---|---|---|-------|
| 年 | 月 | 日 | 作成 |
| 年 | 月 | 日 | 公証人認証 |
| 年 | 月 | 日 | 会社成立 |

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、 株式会社 堂浦土木
と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築請負及び設計、施工
2. 上記に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 奈良県磯城郡田原本町
に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、

官報 に掲載してする。

第2章 株式

(発行する株式の総数及び額面株式1株の金額)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、1,600株とする。

当会社の発行する額面株式1株の金額は、5万円とする。

(株券の種類)

第6条 当会社の発行する株券は1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(名義書換)

第8条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示のまゝ消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定期株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

前項のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定期株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は 10 名以内とし、監査役は 3 名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役及び監査役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。



(取締役会の招集及び議長)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年 7月 / 日から 翌年

6月 30日までの年を一期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式400株とし、その発行価額は1株につき50円とする。

(最初の営業年度)

第27条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から 平成6年6月30日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(最初の取締役及び監査役)

第29条 当会社の最初の取締役及び監査役は、次のとおりとする。

取締役 堂浦克友、堂浦佐斗子、堂浦隆敬、

監査役 石橋好章

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第30条 発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

奈良県磯城郡田原本町大字宮古 ふくろ
額面株式 580 株 堂 浦 克 友

奈良県磯城郡田原本町大字宮古 ふくろ
額面株式 10 株 堂 浦 佐 斗 子

奈良県磯城郡田原本町大字宮古 ふくろ
額面株式 10 株 堂 浦 隆 敬

以上 株式会社 堂浦土木

を設立のため、

この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 5 年 9 月 25 日

発起人

堂 浦 克 友



発起人

堂 浦 佐 斗 子



発起人

堂 浦 隆 敬



平成 5 年第 262 号

定款認証証書

株式会社 堂浦土木の発起人 堂浦

友外の名の代理人 垣鶴次郎 —

本定款式通を提出し本公証人の面前において

被代理人全員か —— その各通につ

各自 の記名押印を自認する旨陳述した

ここにこれを認証する ——

平成 5 年 9 月 27 日日本職役場において

奈良市内侍原町 6 番地 林業会館 ベル 3 階

奈良地方法務局所属

公証人

里瀬券道

第二八一一七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 堂浦佑美

昭和五十四年三月二十一日生

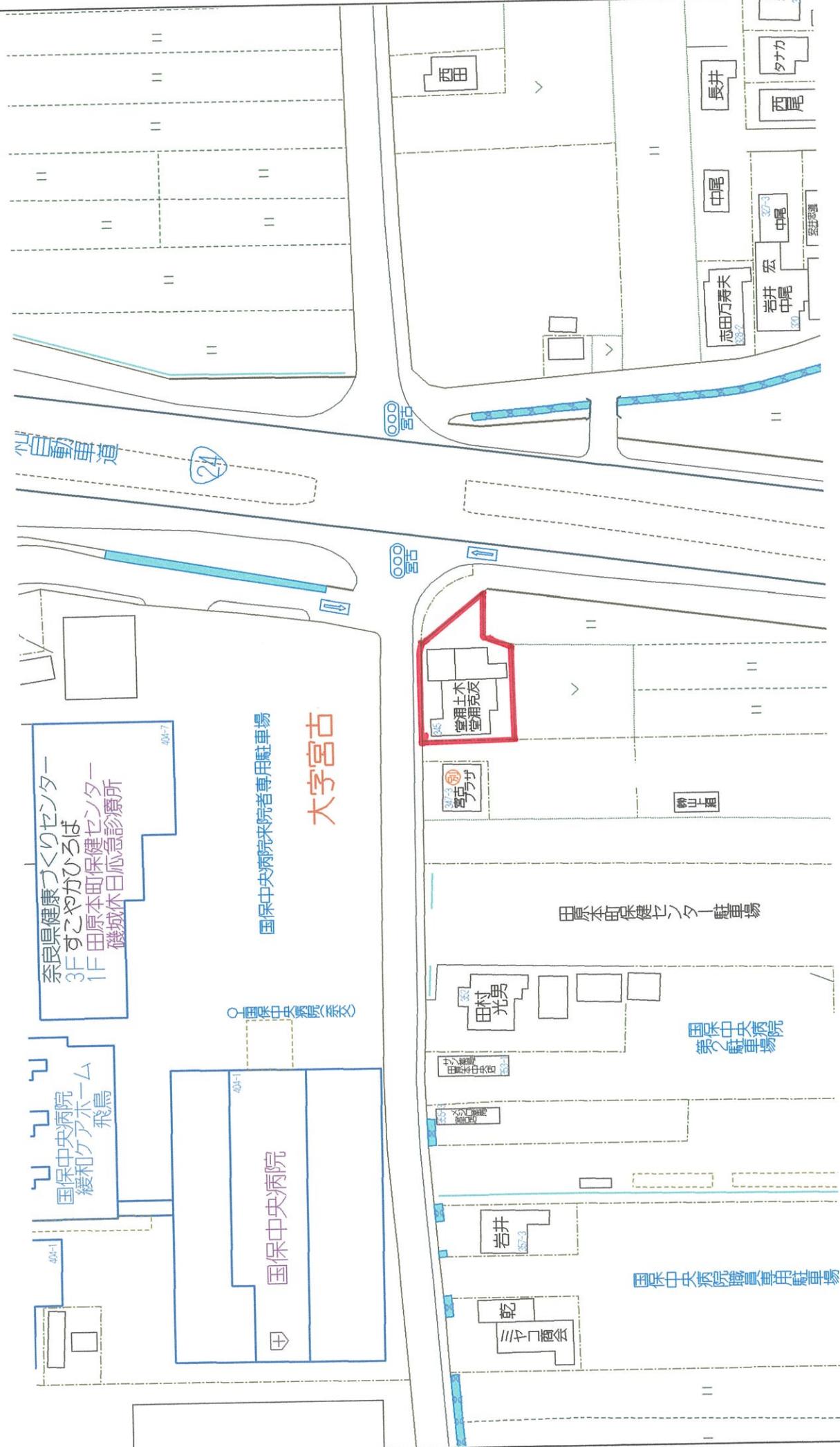
水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

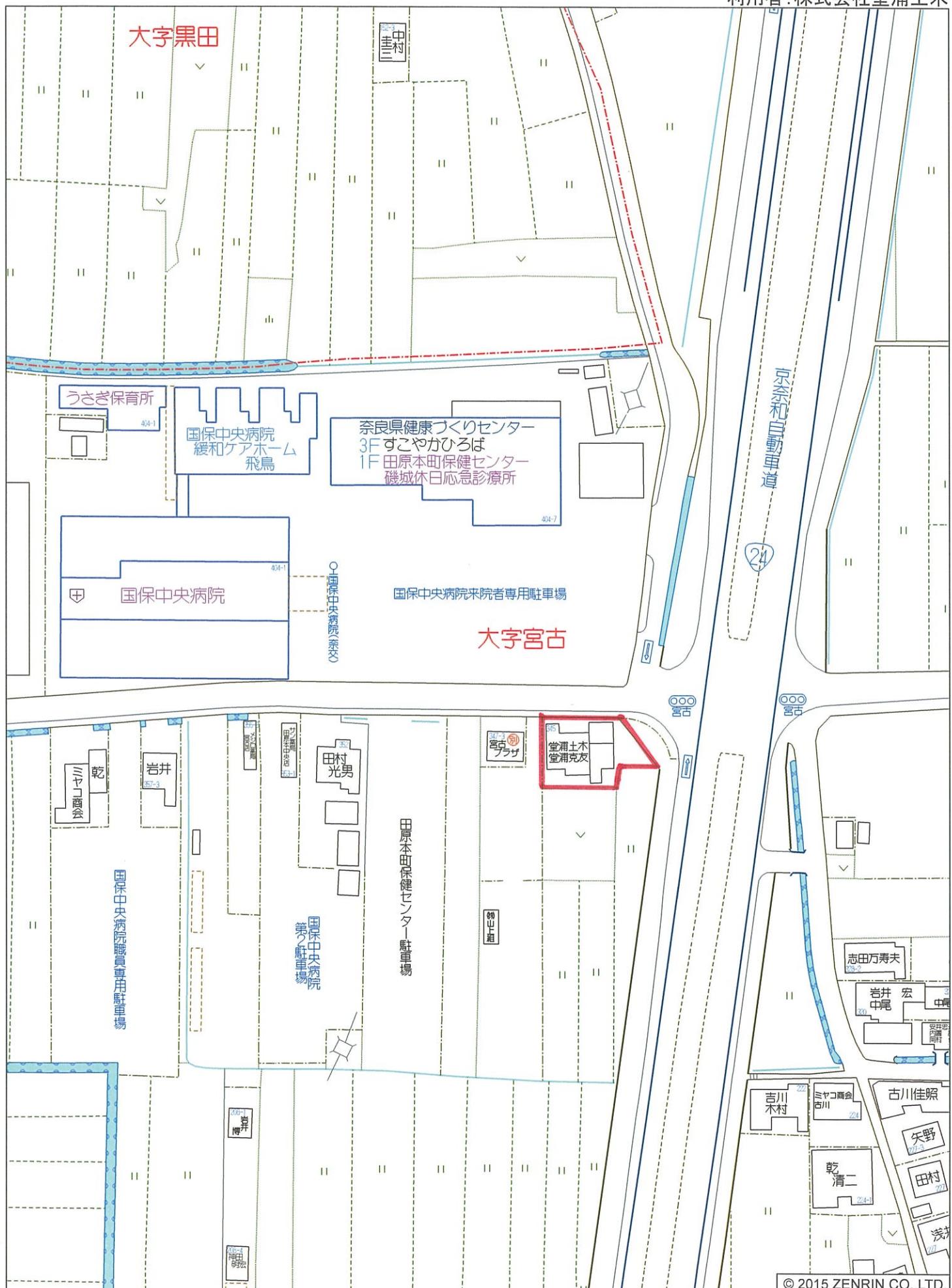
平成二十八年一月十三日

厚生労働大臣

塙 知夫





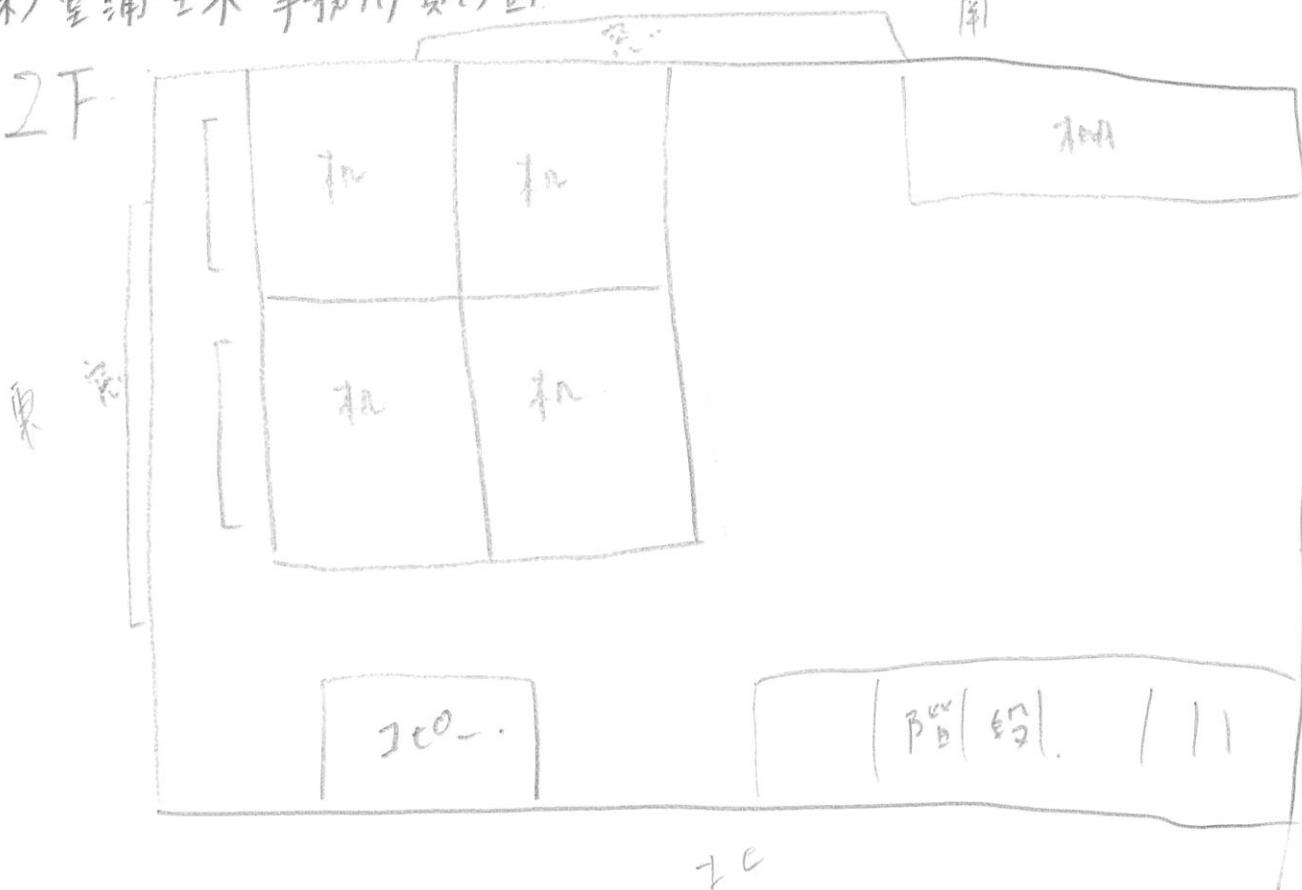


田原本町大字宮古付近

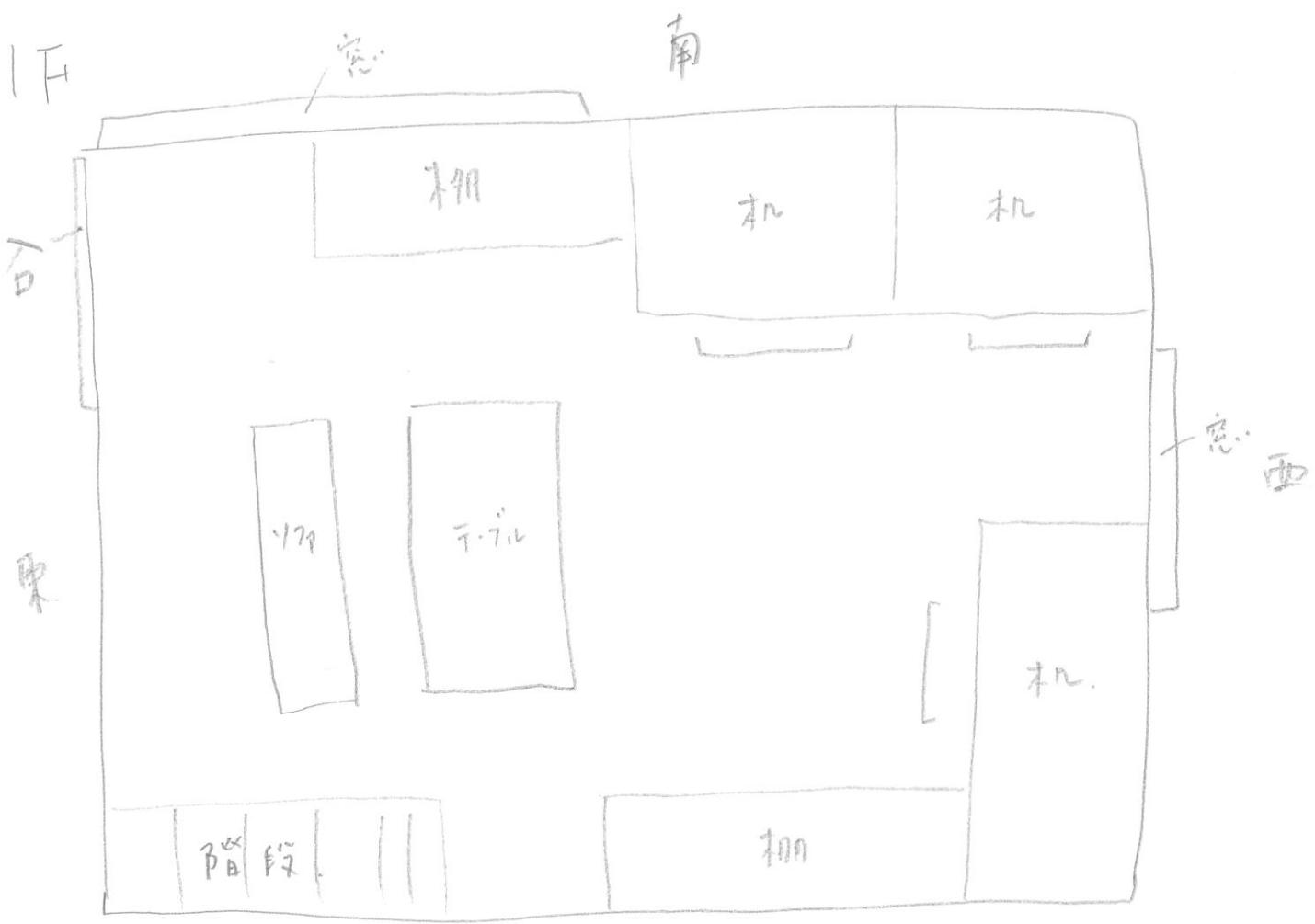
縮尺 1 / 1,500 | 45m

(株) 堂浦工木 事務所見図

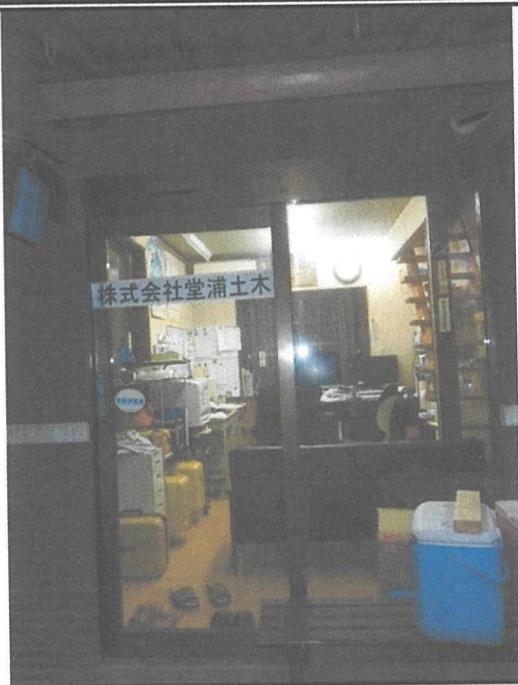
2F

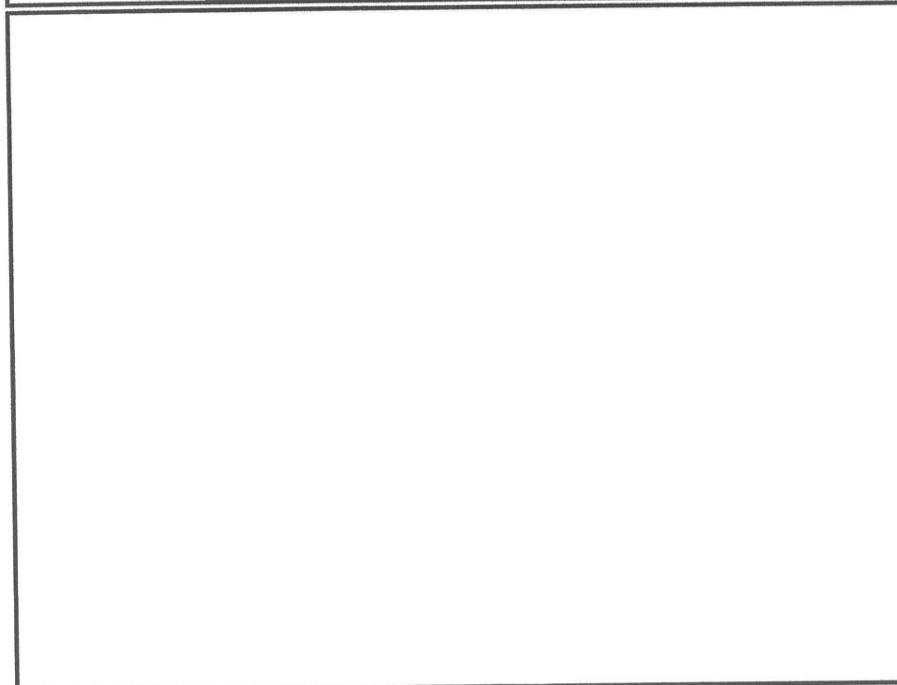


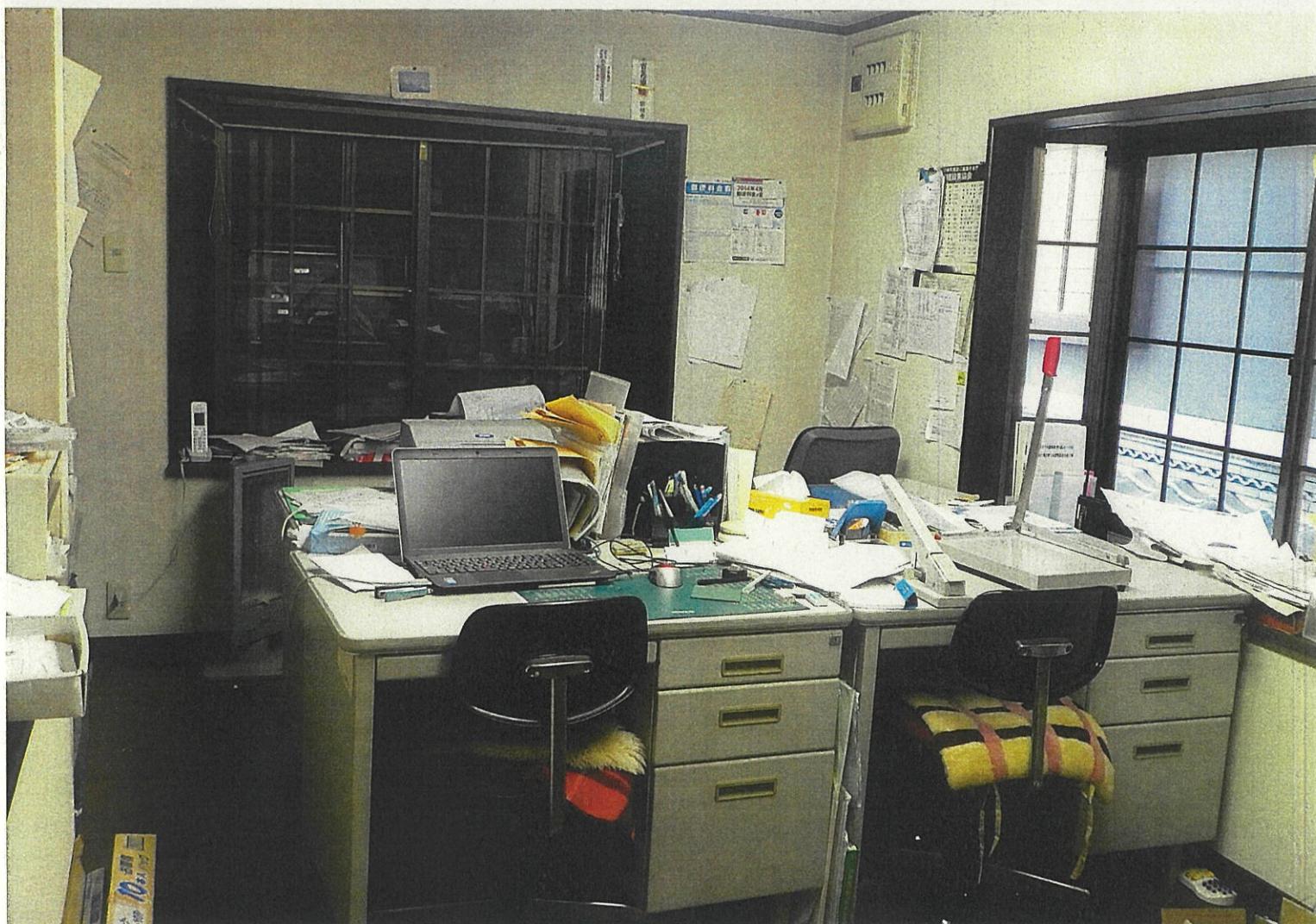
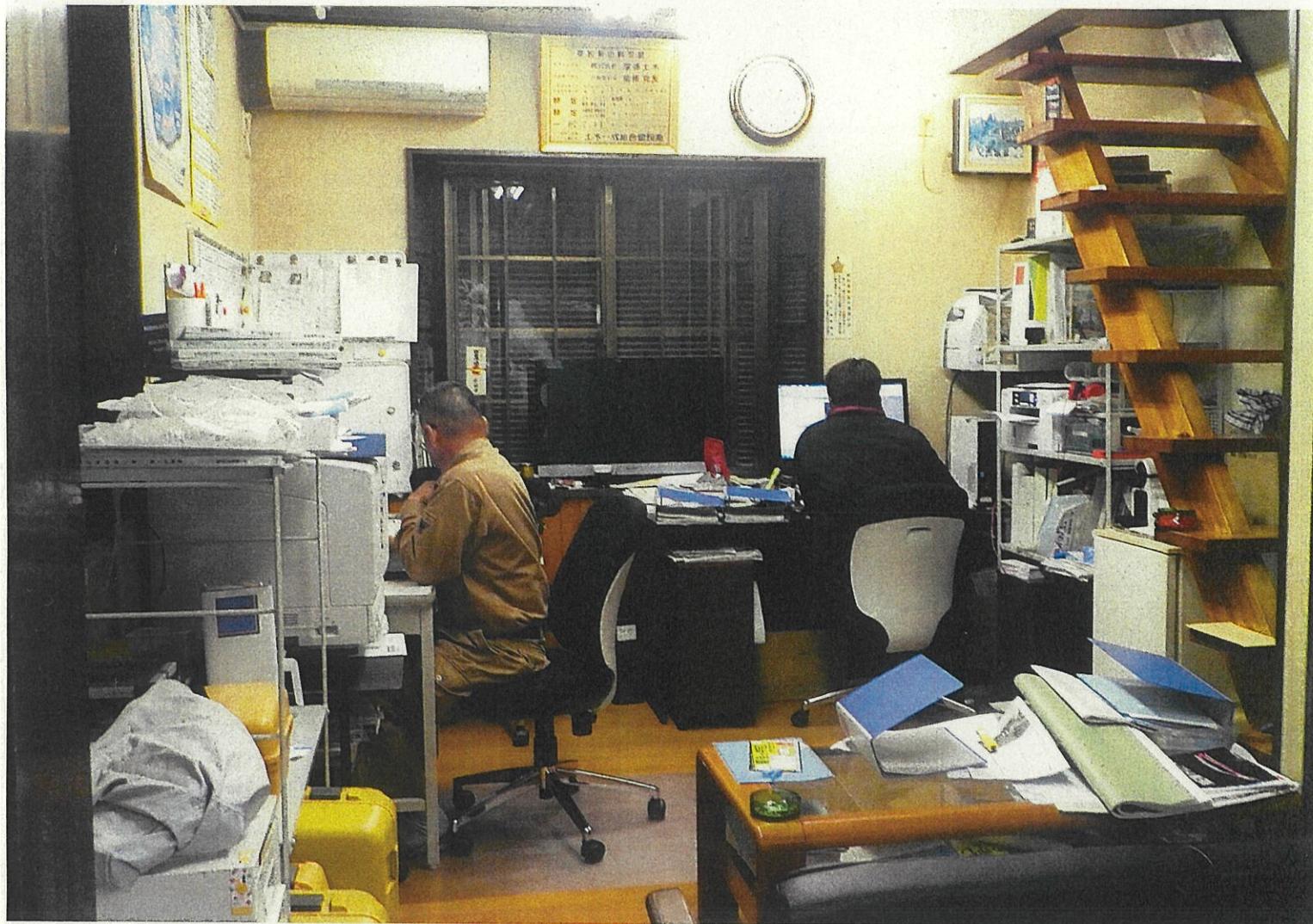
1F











指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 10 月 1 日

申請者 氏名又は名称 堂浦土木
 住所 〒636-0302 奈良県磯城郡田原本町宮古345
 代表者氏名 代表取締役 堂浦克友
 電話番号 TEL 0744(32)6559
 FAX番号 FAX 0744 32 3624
 メールアドレス dooora1@dream.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 6 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|----------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 上牧町 水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 王寺町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 川西町 水道事業管理者 | ✓ | 24 | 広陵町 上下水道事業管理者 | ✓ |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 11 | 葛城市 水道事業管理者 | | 18 | 三宅町 水道事業管理者 | ✓ | 25 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 田原本町 水道事業管理者 | | 26 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 6 | 桜井市 水道事業管理者 | ✓ | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 高取町 水道事業管理者 | | 27 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 明日香村 水道事業管理者 | | 28 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成29年10月1日

株式会社 堂浦土木

届出者

〒636-0302 奈良県橿原市田原本町宮古345

代表取締役 堂浦克友

TEL 0744(32)6559

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
届出
解任

をします。

| | | |
|-----------------------------|--------------------|-----------|
| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 堂浦土木 | |
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
| 堂浦 佑美 | 第281117号 | |

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

第二八一一七号

給水装置工事主任技術者免状
給水装置工事主任技術者免狀

本籍 奈良県

氏名 堂浦佑獎

昭和五十四年三月二十一日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十八年一月十三日

厚生労働大臣 矢野泰人

